



西川にじかわ

6月 10 日号

No.112

昭和49年

毎月 10日・25日発行

発行所 新潟県西蒲原郡西川町役場

印刷所 北洋印刷株式会社



おばあちゃん、ごゆるりと

**3つになる西川荘
37,000人が利用**

初夏の日ざしも強くなり、暑さを感じるようになりました。ここ西川荘の庭園には赤、白、紫など色とりどりのつつじが咲き、そして緑の鮮やかな芝生、若葉のもえる木々などで、見るからに心が安らぎ、明るく楽しく過ごせることを一瞬に感じる。

老後を明るく楽しく過ごしていく目的で、昭和46年6月に建設した老人いこいの家「西川荘」はまもなく開苑から3年たちます。

この間、毎年1万人以上の方から愛され、親しまれ、5月31日現在で合せて37,072人の人々が利用しました。一方、荘内の施設も毎年整備を加え、今では少々狭いながらも、1日をゆっくりくつろげるようになっています。

今後も老後のいこいの場として、町民のいこいの場としてぜひご利用ください。

5月の交通事故

() 内は4月の数字

件数 10件 (1件)

死亡 0人 (0人)

負傷 14人 (1人)

止ります

待ちます
車のきれるまで

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	日曜
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	行
種ア百乳母農の老 ・日尾子業更人新医療受給者 破咳検診委員会申請付 傷・風ジ相談請 風子フ会總會付 防接リテ 止ります 待ちます 車のきれるまで															

六
月

大
事



毎月10日、20日、30日は交通事故0の日です



〔評〕
めがねをかけている、やさしいおばあさんを
思い出して、かきましたね。とてもかんじが
ています。

「おはあさん」

わたしの作品

升鴻小学校 二年 小林 恵



はかりの定期検査

6月14日と17日

計量法に基づく計量器の定期検査が、表のとおり行なわれます。

計量法では、取引または証明に使用している計量器については、定期検査を受けなければならぬことを義務づけています。

必ず検査を受けてください。

検査を怠り、検査を受けない計量器を使用したりすると、罰せられることがあります。

検査するはかり

○農家に使用されているはかりについては、庭先等で野菜・雑穀類を売買取引に使用しているはかり。完熟米に使用されているはかりについては、農協のはかりで売買取引がされますので、農家に使用されているはかりは該当しません。

○病院、薬局等で用いる調剤用のはかり。

○病院、学校等で用いる身体検査用のはかり。

検査するはかりは、そうじをして持ってきてください。

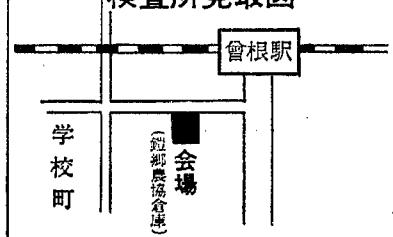
計量器使用者調査書を送付しますので、6月14日、17日のいずれかの検査場受付へ持参してください。

検査手数料は調査書の裏に書いてありますので、収入証紙は検査受付所で買ってください。

定期検査日割表

実施期日	受付時間	検査場所	検査実施の地域
6月14日	午前9.00 ~ 11.00	鎌郷農協 倉庫前	一番町、二番町、三番町 四番町、五番町
	午後1.30 ~ 4.00	(駅前)(倉庫)	六番町、七番町、八番町 九番町、東町、千歳町、 朝日町、藤見町
6月17日	午前9.00 ~ 11.00	同上	旗屋、六分、見蒂、善光寺、新川、矢島、真田、 西大池上、鱗、水道町、学校町、中作、中村、下組 大湯、大藪、升岡、川西、与兵二野、農協、学校、官庁 関係
	午後1.30 ~ 4.00		

検査所見取図



小額の預金や公社債など
の利子については、金融機
関等に非課税貯蓄申告書お
よび申込書を提出すること
によって、非課税の扱い
を受けることができます。
なお、昭和四十九年四月
からこの非課税貯蓄の最高
限度額が次のように改正さ
れました。

【少額預金等】 預貯金や
貸付信託、公社債投資信
託、国債および地方債、社
債などの貯蓄については、
一人元本三〇〇万円
【少額国債】 国債につい
ては、前記とは別わくで、
一人額面三〇〇万円

なお、非課税の対象は、
昭和五十年十二月三十一日
までの間に発行された国債
で、発行の日から三年以内
に買入れたものに限られま
す。

【勤労者財産形貯蓄】 給料から天預入する勤
労者財産形貯蓄について
は、一人元本五〇〇万円
【郵便貯金の利子】 郵便
貯金の利子については、一
人元本三〇〇万円までとい

昭和四十九年度町・県民
税および国民健康保険税の
納税通知書を近くお届けし
ますが、各納税通知書には
課税の根拠や税金の計算方
法等が詳しく書いてあります。
よくお読みになつてく
ださい。

町・県民税 第一期分
国民健康保険税 第一期分
納期限 六月三十日
今月は、町・県民税と國
民健康保険税の第一期分の

納期です。六月三十日が日
曜日ですので七月一日まで
にお忘れなく納めてください。
口座振替を利用してい
る方は、納付書を指定の金
融機関へ直接送付しますの
でご自分で納めないでくだ
さい。

まだ利用されていない方
は、口座振替の手続きにつ
いて金融機関または役場税
務課へお問い合わせください。

6月の衛生行事

月日	種目	対象	場所	時間	備考
6月11日	日本脳炎予防接種 1回目	(升鴻地区) 3才以上希望者	升鴻小	午後1.30~1.45	料金 1回につき 150円
13日	" 2回目	(曾根地区)"	曾根小	" "	"
14日	" 2回目	(鎌郷地区)"	鎌郷小	" "	"
18日	" 2回目	(升鴻地区)"	升鴻小	" "	"
27日	百、ジ、破予防接種 3回目	①S47.2.1~48.1.31生 ②S48.2.1~49.1.31生 ③前年未完了者	升鴻 1.30~2.00 鎌郷 2.00~2.30 曾根 2.30~3.30		